

# インフルエンザ

警報発令中です！！



インフルエンザ警報発令後、現在、保育施設や学校等で集団発生による学級・学年閉鎖などの報告が相次ぎ、インフルエンザが猛威を奮っています。

前回の号外では、「予防接種を1月31日までに受けましょう」と掲載しています。インフルエンザの感染を最小限に食い止めるためには、日常生活上の予防や感染拡大防止策を講じることがとても大切です。今回は出席停止の期間の基準についてです。

## インフルエンザ 出席停止の期間の早見表について

インフルエンザによる出席停止期間早見表（学校保健安全法）

- \* 学校保健安全法施行規則において、出席停止の基準があります(保育所も含まれます)。その基準では、インフルエンザによる出席停止期間を「発症した後5日間を経過し、かつ、解熱した後2日（幼児にあっては3日）を経過するまで」としています。
- \* 発症した当日を「0日」、解熱した当日を「0日」と数えます。
- \* 最短でも5日間の出席停止となります。
- \* 幼児の場合、解熱が発症後3日以降において出席停止期間を1日延長してください。

		発症当日	発症後5日間					発症後6日以降		
		0日	1日	2日	3日	4日	5日	6日	7日	8日
解熱した日	発症当日	発熱・解熱 (解熱0日)	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	解熱後4日	解熱後5日	登校可能		
	出席停止									
	発症後1日	発熱	発熱・解熱 (解熱0日)	解熱1後日	解熱2後日	解熱3後日	解熱4後日	登校可能		
	出席停止									
	発症後2日	発熱	発熱	発熱・解熱 (解熱0日)	解熱後1日	解熱後2日	解熱後3日	登校可能		
出席停止										
発症後3日	発熱	発熱	発熱	発熱・解熱 (解熱0日)	解熱1後日	解熱2後日	登校可能	登校可能 <sup>#</sup> (幼児の場合)		
出席停止										
発症後4日	発熱	発熱	発熱	発熱	発熱・解熱 (解熱0日)	解熱1後日	解熱2後日	登校可能	登校可能 <sup>#</sup> (幼児の場合)	
出席停止										

2019年 1月29日 発行

石巻保健所疾病対策班 電話：0225-95-1430